

令和6年7月10日市長決裁

宍粟市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度を利用するにあたり、費用負担をすることが困難である者に対し、その費用を助成することにより、成年後見制度の利用を促進することを目的とする。

(助成の種類)

第2条 この要綱に基づく費用の助成は、成年後見制度の利用開始に係る審判請求（以下「審判請求」という。）に係る費用（以下「審判請求費用」という。）の助成及び成年後見人、保佐人若しくは補助人（以下「後見人等」という。）又は成年後見監督人、保佐監督人若しくは補助監督人（以下「後見監督人等」という。）の報酬費用（以下「後見人等報酬費用」という。）の助成とする。

(助成の共通要件)

第3条 審判請求費用の助成及び後見人等報酬費用の助成の共通要件は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付等を受けている者
- (3) 資産、収入等の状況から第1号の要件に準ずると市長が認めた者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、この事業による助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると市長が認めた者

(審判請求費用の助成対象者)

第4条 審判請求費用の助成対象者は、審判請求を行い、その審判が確定した者（以下「申立人」という。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 審判請求の対象者について、宍粟市に住民登録があること又は法令等により宍粟市が援護の実施者であること。
- (2) 前号の対象者が、前条の共通要件に該当すること。
- (3) 申立人及びその世帯員全員が、前条の共通要件に該当すること。
- (4) 宍粟市以外の市区町村から、同種の助成金その他これに類するものを受けていないこと。

(審判請求費用の助成額)

第5条 審判請求費用の助成額は、申立人が負担した次の各号に掲げる費用の合計額のうち、予算の範囲内で市長が認める額とする。

- (1) 収入印紙代

- (2) 切手代
- (3) 診断書作成料
- (4) 戸籍・住民票の写しの取得費用
- (5) 鑑定費用

(審判請求費用の交付申請)

第6条 審判請求費用の助成を受けようとする者（以下「審判請求費用申請者」という。）は、宍粟市成年後見制度利用支援事業（審判請求費用助成）交付申請書に、必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、速やかに助成の可否を決定し、宍粟市成年後見制度利用支援事業（審判請求費用助成）交付決定（却下）通知書により、審判請求費用申請者に通知するものとする。

(後見人等報酬費用の助成対象者)

第7条 後見人等報酬費用の助成対象者は、第3条の共通要件を満たす成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「被後見人等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宍粟市に住民登録があること又は法令等により宍粟市が援護の実施者となっていること。
- (2) 宍粟市以外の市区町村から、同種の助成金その他これに類するものを受けていないこと。

(後見人等報酬費用の助成額)

第8条 後見人等報酬費用の助成額は、家庭裁判所が決定する被後見人等が支払うべき後見人等又は後見監督人等に対する報酬のうち、予算の範囲内で市長が認める額とする。

(後見人等報酬費用の助成対象期間)

第9条 後見人等報酬費用の助成対象期間は、家庭裁判所が決定する後見人等又は後見監督人等に対する報酬の支給期間とする。ただし、対象となる期間が12か月間を超えるときは、1会計年度につき、直近の12か月間とする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、前項本文の助成対象期間と連続する後見人等又は後見監督人等の就職日が属する月は、助成対象期間に含むものとする。

(後見人等報酬費用の交付申請等)

第10条 後見人等報酬費用の助成を申請することができる者（以下「後見人等報酬費用申請者」という。）は、第7条に規定する助成対象者の後見人等（保佐人及び補助人にあつては、代理権を付与された者に限る。）又は後見監督人等とする。

2 後見人等報酬費用申請者は、宍粟市成年後見制度利用支援事業報酬助成金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して、家庭裁判所の報酬付与の審判の決定があった日の翌月から起算して2か月以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象者の収入状況及び資産状況の分かる書類の写し
- (2) 助成対象者に係る必要経費が分かる書類の写し

(3) 報酬付与の審判決定書の写し

(4) 後見人等又は後見監督人等の決定を受けたことが分かる書類の写し

3 助成対象者が死亡した場合において、当該助成対象者に助成すべき助成金が交付されていないときは、後見人等又は後見監督人等であった者が当該報酬を受領していない場合に限り、第2項の規定によりこれを申請することができる。

4 第9条の規定は、前項の申請について準用する。

(後見人等報酬費用の交付決定)

第11条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、速やかに助成の可否を決定し、宍粟市成年後見制度利用支援事業報酬助成交付決定（却下）通知書により、後見人等報酬費用申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 第6条又は前条の規定により助成の決定を受けた者は、宍粟市成年後見制度利用支援事業助成金交付請求書により、助成金を請求するものとする。

(助成金の交付)

第13条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(報告義務)

第14条 後見人等報酬費用の助成を受ける者は、被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成決定の取消し)

第15条 市長は、被後見人等の資産状況若しくは生活状況の変化又は死亡等により、助成すべき理由が消滅したと認めるとき、若しくは助成すべき理由が著しく変化したと認めるときは、助成を中止し、又は助成額を減額することができる。

(助成金の返還)

第16条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金を受けた者があるときは、交付決定者又はその成年後見人等に対して、その助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。